

第4回

行政区のあり方調査検討特別委員会会議録

- 1 日 時 令和2年12月18日
開会 14時45分 閉会 15時18分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 中橋友子
石川康弘 小田新紀 内山美穂子 藤谷謹至 小島智恵 若山和幸
岡本眞利子 荒貴賀 酒井はやみ 野原恵子 田口廣之 谷口和弥
千葉幹雄 小川純文 藤原孟 東口隆弘
議長 寺林俊幸
- 4 欠席者 芳滝仁
- 5 傍聴者 澤村記者(勝毎)
- 6 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件 1 自治組織等の状況について
2 行政区と自治組織について
3 その他
- 8 議事概要 別紙のとおり

行政区のあり方調査検討特別委員会委員長 中橋友子

◇ 内容

(開会 14:45)

○委員長（中橋友子） ただいまより第4回行政区のあり方調査検討特別委員会を開催いたします。

はじめに諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（萬谷司） 芳滝委員より欠席をする旨の届出がありましたので、ご報告をいたします。

○委員長（中橋友子） それでは、議題に入らせていただきます。まず、1点目は、管内18市町村の自治組織等の調査報告がでております。したがいまして、自治組織等の状況について、議題といたします。議事課長より報告を行います。

議事課長。

○議事課長（半田健） それでは、私の方から説明をさせていただきたいと思います。お手元の資料といたしましては、資料1-1、A4のペーパーと1-2ということでA3の山谷折りをしているペーパーでございます。管内の18市町村に対しまして、幕別町で検討しております行政区の関係につきまして、調査をさせていただいたものでございます。目的といたしましては、本特別委員会の調査検討に資する参考とさせていただくということで、管内18市町村にお願いをいたしまして、1つ目として「行政区等について」、2つ目として「住民による自治組織について」という2つの項目について調査をさせていただきました。10月の16日から10月の30日までの間におきまして、十勝管内の全18市町村にお願いをいたしまして、回答をいただいたというものでございます。詳細につきましては、資料1-2の方に市町村ごとの状況について、それぞれについて記載をさせていただいておりますが、本日は、その状況について、1-1調査概要について、ペーパーに基づきまして、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

今回の調査につきましては、1つ目の大きな項目として「行政区等について」ということで4つの質問、それから「住民による自治組織について」ということで5つの質問、あわせて9つの質問をさせていただいたところでありまして、それぞれの質問項目について、状況についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の「行政区等について」ということで、まず初めに各市町村において、行政が区域を設定して分割した行政区等がありますかというような質問をさせていただきました。集計の結果によりまして18市町村で行政が条例や規則などによりまして、区域を設定している状況にあります。ただ、調査概要の方にも記載しておりますけれども、十勝の西部、新得町、清水町、北部にあります本別、足寄、陸別および帯広市については、行政の方で地域の設定はしていないというようなことがあります。地域によってそれぞれの本面によって、この行政区の取り扱い方が違うということがこの調査の中でわかることなのかなというふうに思っております。2番目の質問として、行政区等がある場合には条例、規則はありますかということでございます。若干、触れさせていただきましたけれども、11町村で条例規則によって行政区等が設置されております。7町村、上士幌、芽室、更別、大樹、池田、豊頃、浦幌については、条例で行政区の区域を設定し、音更、士幌、中札内、広尾については、規則で区域を設定しているという状況とな

っております。3番目の間でございますけれども、行政区等、行政が分割したその区域に代表者である公区長などは定めていますかという質問をさせていただいております。9町村で、代表者を定めて、その職務の内容としては、その地域の代表、行政との連絡調整というような状況になっておりまして、幕別町と同じような状況となっております。4番目の質問として、その代表者の方に対して、その報酬等を支払っていますかという質問をさせていただきました。9町村で支払われていると回答がありまして、その内、報酬を支払っていると回答いただいたのが、上士幌、大樹、豊頃の3町、報奨金は池田、謝礼が浦幌、補助金が鹿追というような状況となっております。金額的な部分につきましては、定額制としては2町村、鹿追と浦幌。幕別町と同じように定額報酬の他に世帯数などによって合算した額を支払っているというような4町に区分をされたところがございます。なお、報酬ということで、皆さん、疑問に思われる方いらっしゃるかと思うのですが、昨年のちょうど12月の定例会の時にですね、地方公務員法の改正がございまして、厳格化されるということで幕別町においても、条例改正をさせていただいたところがございますけれども、いまだに報酬という名前が残っている3町につきましては、いまだに非常勤特別職という位置付けをしているということでございます。特に豊頃町につきましては、昨年、話題となっております地方公務員法の非常勤職という条例の本文をですね、この行政区の条例の中に用いまして、法で位置付けられた非常勤特別職だということをあえて謳って、報酬を支払っているというような状況となっているといったことが、今回の調査の中でわかったことなのかなと思います。他の町村について、幕別町と同じように法の改正によって、その取扱いについて、厳格化によってですね、取り扱いを変更したという町があったということでもありますけれども、豊頃町については、それをあえて法令の中で位置付けを明確化したという改正を行っているというような状況を見ることができたのかなと思います。次に自治組織の関係でございまして、質問をさせていただきました。問2の1ということで、自治組織がありますかという質問をさせていただきました。全18町村に住民等と関わって自治組織がありますよということで、その多くが町内会ですとか自治会という名前で活動をされているということでございます。条例で行政区を設置している町村、芽室を除くというふうに書き加えさせていただいておりますけれども、行政が設置している区域と任意団体であります町内会は同じということで、認識しているという町がほとんどでございました。問2ということで、その自治組織の活動内容はどのようなものですかという質問をさせていただきました。幕別町と同じように、その町内会、自治会の総会や親睦事業の他ですね、広報紙の配布だったり資源回収や子供会活動など、ほとんど活動については幕別町と同じような内容でございました。3番目としてその自治組織への住民の加入状況についてもお聞きをしております。本別町と更別村では、その組織については、全員加入していると回答をいただいたのですが、一部加入しているという幕別町と同じような取り扱いをしているところが、13市町村。清水、豊頃、浦幌については、そこまでは行政の方では承知していないというような状況となっております。それから4番目として、住民自治組織と行政の関わりですね、それらについてはどうですかという質問もさせていただきました。豊頃町だけですね、行政との関わりがないということで回答いただいているのですが、その他の17市町村については、

なんらかの関わりがある。特に行政からの広報紙ですとか、文書の配布の他ですね、それぞれ地域で行っている活動に対しての支援、補助金等の支払いがあるということで支援を受けているという回答をいただいております。それから、5番目として自治組織と行政との関わりに対して、報酬補助金交付金の支払いがありますかというような質問をさせていただきました。これもですね、上士幌と豊頃はないと回答しているのですが、アンケート調査の結果表の中では、行政区の運営交付金、上士幌の場合、運営交付金、それから豊頃には行政区事務費ということで支出がありますというような条例上謳われているというようなことがありまして、全18市町村で、行政からの補助金ですとか支援のお金が住民自治組織の方に何らかの支援をしている、支援を受けているという状況を見ることができたのかなというふうに思っております。なお、この調査をさせていただいてですね、各町村の担当の方とも、問い合わせ等があったときにですね、先ほど、問2-1のところ自治組織ありますかということで、管内の12の町で行政区を設置してますよと、条例規則設置していますよというお話をさせていただいて、活動の中身が住民の任意の組織とですね、同じ扱いですよと同一ですよとイコールという認識を持たれている状況が多く、幕別町でこのような調査をしているのはどういう理由があるのですかというようなことを逆にお話をされたところでございます。いずれの町も、なかなか昔からの地域の流れ、地域の歴史というのですかね、それによって色んな活動をされているという実態があって幕別町のような状況にはまだなっていないということなのですけれども、近い将来、それぞれの地域においてもいろいろなところから転入者が来られたり、世代が変わると考え方が変わるということで、いつでもどこの町でも起こり得る状況なのかなというようなお話をお聞きすることができました。それぞれですね、調査をさせていただいた中で、どのスタイルが一番良いのかということがなかなか見出せることがなかったのですけれども我が町にとってどういう組織、地域の在り方を結びつけていくのかということの一つの参考になるのかということで、この調査結果をお話をさせていただきました。

- 委員長（中橋友子） ただいまの18市町村、自治組織の調査結果報告ということでありますけれども、今の報告、説明に関わりまして、皆さんの方からご質問、ご意見などありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

今、資料につきましては、目にしたばかりということでもありますから、全体を詳細に押さえるというのは、時間的には足りないのかなと思いますが、まとめていただいた中身が、課長の報告でありますから、幕別町の今の在り方と大きな違いがないというところが多数であったというふうな報告かと思えます。私どもこれから、どういう形にしていくかということを考えていく上での一つの基礎的なデータといいますか、管内の状況ということでお示しさせていただいておりますので、本当にこれかと思うようなご質問でも結構ですし、皆さんの忌憚のないご意見ありましたら、伺いたいと思えます。

ありませんか。よろしいですか。

（よいの声あり）

- 委員長（中橋友子） それでは、2番目の議題に入らせていただきまして、総括的にも伺いたいと思えますので、説明を行わせていただきます。では、「行政区と自治組織について」ということで議事課長より説明をいただきたいと思います。

議事課長。

○議事課長（半田健） それでは、資料2に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。「行政区と自治組織について」ということで表面が幕別町の行政区の形態、裏が一般的に言われております自治組織、町内会などについてということで、ペーパーにさせていただいたものでございます。まず、表面の1ページをご覧いただきたいと思えますけれども、幕別町の行政区ということで、どのような位置付けになっているのかということをもとめさせていただきました。設置の目的としては、行政区設置条例第1条で規定がされておりました、町の行政、効率的な運営を図るために行政区を設置する、設けますよということで、条例で謳われております。区域としては、条例第2条と規則の第2条によりまして、別表の方の検討をさせていただいておりますけれども、規則の中で行政区、どこの地域が何という名前の行政区になりますよというところをですね、表にして管内の図面に色分けして、113のですね、エリアを設けて、規則の中で、113公区を設置していくという位置付けになっています。行政区を代表する方ということで、公区長さんを置いております。今までは、条例の中で町長が公区長を置くという位置付けにしてございましたけれども、今年の条例改正によりまして、公区の代表者として推薦のあった方を公区長として、代表者としますよという位置付けに変えたということでございます。非常勤特別職ではなくて、私人という形で公区長を設置したという形に変更がされているところでございます。その公区を代表する公区長さんに町長は規則で定める事務を依頼することができるとなっております、この中身7項目ありますけれども、これは以前と同じ中身ですね、町長がお願いする業務ということで位置付けをしております。1つ目として行政区の運営に関する事、2つ目として町政の周知に関する事、3番目として、事業の連絡調整に関する事、4番目として、広報紙、その他の文書の配布に関する事、5つ目として行政区に関わる調査に関する事、6番目として町長が招集する会議に出席すること、一般的には公区長会議、春、秋に行われる公区長会議というような状況とそれから、それ以外の町長が必要と認める事務に関する事を依頼することができるという位置付けをしております。行政区に対しては、条例で設置した行政区に対しては、町として、住民活動を推進するために行政区の運営費を交付しますよということで条例の第4条に規定しております、その公区運営費の中には公区長の活動費、今までは公区長報酬という位置付けになってございましたけれども、改正によりまして、公区長活動費という名称と目的を変えて基準額を定めて、均等割の基準額と戸数割ということの合算した額をですね、公区長の活動費という形でお支払いするという仕組みに変えたということでございます。ここまでが条例の中で公区長および公区の活動に対する位置付けという扱いです。その下にですね、行政区活動への支援ということで記載をさせていただいておりますけれども、平成16年に協働のまちづくり支援事業ということで、住民と共に進めるまちづくりという位置付けで、今までいろいろな事業を実施してきておりますけれども、現在では6事業区分、17細目の事業を実施しているということで年間おおよそ1千万円くらい、実績の中で事業を進めてきているということでございます。これらは、全てがですね、行政のお金、100%の助成というものではなくて、一部は100%のものもありますけれども、多くは各自治会とですね、行政が折半した中で事業展開をするという位置付けになっているものでございます。幕

別町としては、こういうような事業形態で行政が位置付けているものと、行政と住民が共に進める事業ということで2つの2段階のですね、仕組みで行政区の活動を進めているという形になっています。裏のページになりますけれども、一般的に自治会とか町内会とは何なのだとおっしゃいます。先ほどの調査の結果の中でもありましたけれども、行政で分割した区域とそこで活動しているところは、イコールですよという町が多くありました。もともと、自治会に対してとか町内会というのは同じ区域に生活している人たちがそれぞれ地縁に基づいて、組織化された団体という位置付けになっているということからスタートしてまして、その活動の中身としては、一番近いところにいる人たちの連絡調整であったり、環境の整備であったりということから、協働活動が進められている。その取り決めごととして、規約が設けられたり、総会が行われたり、活動を進めていくために役員さんを選任しているという形になっているかなと思います。そこで一番、行政が設置しているものと一番大きく違うのは、それぞれの活動をするために必要なお金をですね、そこに参画している人から集めるという行為があるか、ないかということがですね、一番大きな違いになるのかなと思います。行政のほうでは、条例や規則の中で取り決めごとを決めておりますけれども、先ほど、1枚目の表のページに会費というものは一つもでてきません。行政からお渡しする部分のお金しか記載しておりません。行政は活動するものに対して、行うものの方々に対して、お金は支出するけれども、その活動する方々からお金をいただくということはおっしゃいません。そこが大きな違いなのかなと思っています。とにかく、今お話をさせていただいたところは会費の徴収があるか、ないかということが一番大きな違いなのかなと思います。会費を徴収して活動している団体は、任意の団体と考えていただくのが一番整理しやすいのかなというふうに思います。活動のイメージとしては、自治会が中心になってその周りで一番身近なところにある活動をしていくという流れになっているのかなというふうに思います。余談になりますけれども、町内会の関係を調べさせていただいたときに、なぜ、町内会制度が一遍になくなったのかということの話が、ある本州の自治会のですね、歴史の中から見えてくるものがあるのかなということで、ご紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、明治から大正にかけて、経済が発展してきたときに行政がやっている仕事の一旦を担う組織ということで、全国に町内会ですとか自治会、行政区だとかというものが設置されたというような経緯がありました。その行政の補助団体というような位置付けの活動の中で、戦時中に配給物資の配分をするとか、そういう位置付けでその組織が活動していたというような歴史がありました。終戦後、それらの組織については、国の方で政令を廃止するというので、国の制度としては、消滅したというような位置付けにされておりましたけれども、そもそも隣近所ですとか身近な生活範囲の中で、それぞれお互いに助け合いながら生活してきたという歴史の中からですね、国としての制度は無くなったけれども、今までのつながりを求めて、それぞれ、各地域で町内会ですとか、行政区だというような名称で、また、独自の活動が進んでいって今の形になってきているんですよということを書かれておりました。先ほど、調査の中で、条例設置をしている町村のですね、条例の制定年度を調べていくと、上土幌は昭和37年、芽室は昭和42年、更別は昭和53年、大樹については、昭和27年、池田は新しいですけども、ちょっと例外です。豊頃、浦幌は昭和50年というようなことで、この

歴史と同じように戦後において各町村において、昔のような形の行政区などが設置されてきたのだというような経過があるのかなということが見えてきました。また、その調べていた中にはですね、それぞれ、昔と違って物が満足に手に入る生活の範囲が広がるというようなことからですね、それぞれ地域のつながりも昔とは違った形態になってきているということが全国的に広がってきているということがあるのですよというような状況になってきている。今、全国的に自治組織の衰退ですとか、力が低下しているということになっているというようなことになっておりますけれども、ある学者さんは、制度疲労だというような言い方もされております。時代に合った制度を新たに作っていくことも必要なのではないかというようなことが調べていく中で見えてきているのかなと。我が町だけじゃなくて、全国的にですね、こういうような状況は続いているというようなことがあるのかなと思っております。長くなってしまいましたけれども、町内会と町が設置している行政区の違いについて、お話をさせていただきました。以上です。

○委員長（中橋友子） 行政区と自治組織についての報告であります。歴史を含めての説明もありましたけれども、これに関して、何か皆さん、ご意見あるいはご質問ございますか。

この委員会そのものが、昨年からスタートいたしまして、幕別町として、公区制度というものが、このまま継続することが良いのか、あるいは、今年3月からですが、継続して良いものなのかあるいは、新たな任意の町内会ということにしていくべきなのかという投げかけから始まっているのですよね。それぞれ、そのために今、特に十勝管内に限定して、様々なアンケートを行って、質問に答えていただき、お示しをさせていただいたということになります。こういった上に立って、今後、そのどういう道をよしとするのかというのをこの特別委員会の中で、決めていかなければならないのですけれども、今までの説明の中では、行政区といういわゆる条例に基づいて、法的な末端機関としての位置付けということと任意の友愛組織の町内会という形の2枚看板のような形で来られていることが多いということでありました。そこにもう一つ、お金の問題が絡んでおりまして、任意の団体は、会費制ということではありますが、行政区そのものに対して、区に対する運営費と、もう一つは区の代表に対する、ここでは公区長に対する活動費ということになるのでしょうか、今までは報酬でしたけれども、それが名前は変わりました。そんな形で文言は変わってきていますけれども、幕別町は現状としてはこの数年来、戦後、変わらない形で今日まで来ていますということでありました。ここから、どうしていくかということになりますが、それぞれ皆さんのお考えも含めましてね、今の説明も参考にさせていただきながら、こういう方向で検討したらどうかということもありとして、忌憚のないご意見いただければと思います。また、先進事例のことなどもご紹介もしていただければ、そのご紹介もしていただいたりしながら、結論としては、令和4年の3月までに方向性見出したいと思っておりますので、今日の時点でのご意見をぜひ伺っておきたいと思うのですが、どうでしょうか。なかなか難しいですか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 資料、十勝管内の同じような行政区と自治会組織のどういう状況でやっているかという一覧を初めて見ました。十勝管内って結構、どこも割と似ているようなそういった流れになっているのかなと思ったのですよね。それで地域の事情もあり

ますし、歴史的な流れもあるのですけれども、十勝管内で見たときに、例えば、札幌近郊というか十勝管外で見たときに公区という呼び名を知らない方が多いということを知っていて、これを見たときに十勝管内特有なのかなというふうに思ってしまったのですけれども、どうかわからないのですけれども、それで、今急にどうしたら良いかということは意見、言えないのですけれども、もう少し、調べたりしてまた考えてみたいと思います。

○委員長（中橋友子） わかりました。ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それではですね、前段申し上げましたように、今も内山委員からもありましたけれども、資料そのものが今日配布したものですから、ぜひ皆さんに熟読していただいて、そして、さらにどういうふうにしたら良いかというご意見については次の機会にいただくようにしたいと思います。よろしいですか。

（よいの声あり）

○委員長（中橋友子） そしたら、そのようにさせていただきます。ぜひ、ご覧いただきたいと思ひます。提案につきましては、以上であります。

さらに3番のその他、皆さんの方から進め方も含めて何かご意見がありましたら、ご発言願ひたいと思ひます。いかがでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） よろしいですか。それでは、質問は無かつたものといひします。こちらからの提案は以上であります。

それでは、本日の委員会はこの持って終了させていただきたいと思ひます。

（閉会 15：18）